

ROTARY CLUB OF

KANAZAWA-NORTH



金沢北ロータリークラブ

例会日：木曜日 12:30～13:30

例会場：卯辰山・ホワイトハウス

事務局：金沢市尾山町9-13・金沢商工会議所

TEL <0762> 22-2525

会長：小杉善二 幹事：塩村喜代次

情報委員長：米沢修一

1980・5月15日 第165号

バードウィーク

探鳥へのすすめ

日本野鳥の会石川支部長

松田 衛氏



アメリカのスペリオル湖に浮かぶ島でオオシカが増えすぎ島のタブの木はじめシカの好む木が食い荒され島が丸坊主になった。ある時、海が氷りオオカミ数匹が島に侵入した。それ以後シカとの数の均衡が保たれ同時に島の緑も回復した。これは自然の摂理である。

アフリカで害虫を退治するため散布した農薬で生息している鳥数十万羽が絶滅、イナゴが来襲し手のつけようがなかったという。

又、中国でも雀が稲を食べる害鳥だということで大量に捕獲した結果害虫が異常発生、大きな被害を与えた。自然のバランスがいかに大事であるか、さらに鳥は人間生活になくてならない動物であることが理解できよう。

鳥は害虫、害獣を駆除する大きな役割をもつが一体どの位の虫を捕るか。日本へ飛来するツバメ全体が半年間に約1千億匹の虫を食べるといふ。虫一匹退治する費用が仮に一円とすると大へんな利益を私達にもたらしていることになる。

最近河川の改修、山林の開墾に依って野鳥の数が減って一時の10分の1位と言われる。

鳥が鳴かない春であればそこでは人間も生活できないと警鐘した本がベストセラーになったのは記憶に新しいところだ。鳥の役割を考えたなら私達は野鳥が安心して棲める場所を作らねばならない。

野外で生き生きとしている鳥をレンズで、カメラでとらえる探鳥が今しずかなブームとなっている。

今月10日から一週間はバードウィークである。

—金沢北RC例会講話から— (文責 米沢修一)



私の職業奉仕

中村 三次

(はじめに) 判事、検事、弁護士は資格要件が同一で、立場は違うものの、業務の性質内容が共通性を有し、これを法曹三者と称します。私は、この三者のうち、検事を14年つとめ、その後弁護士に転じ、やがて8年に及ばんとしております。今回会報編集氏よりの求めに応じ、私の職業奉仕なる拙文で会報の一隅をけがす事をお許し願いたい。

(検事のころ) 昭和33年3月検事採用面接の際、父母が老令であるので郷里の近くで勤務させて貰いたいと希望をのべたところ、検事になる以上任地を選ぶなと言われましたが、新任検事の配属地としては郷里に一番近い名古屋に配属されました。以来14年間、福島の1年余を除けば、名古屋周辺、北陸周辺で勤務する結果となりました。検事の仕事は公益の代表者として犯罪を糾弾することにあります。現実の仕事は厳しく、その責任も重大であり、大変な仕事であります。さて私が検事生活14年の間、常に心がけて来たことは、当然な事ではありますが、無辜の民を裁判にかけてはならないこと、悪い奴は決して逃さない事でありました。そして私はこのために最善を尽くしたつもりであります。検事に対し俗に鬼検事という評判がなされる事がありますが、私自身或時は鬼検事と酷評され、或時は仏の検事とおだてられている中に14年間過ぎてしまいました。

なおこの14年間の一時期には訟務検事を兼務し、国等を当事者とする民事裁判につき国側の代理人として訴訟業務に従事したこともありました。

(弁護士として) 男子一生の仕事として検事を選んだので、度重なる転任にもさして痛痒を感じませんでした。高校受験期をむかえた子供が、転校に対し拒絶反応を示し始めたので、退官を決意し、郷里に戻って来ました。老令であった父母は安心したのか間もなく相次いで他界しました。

さて、弁護士業務は巾の広い仕事であり、大別すれば民事弁護と刑事弁護に分れます。もっとも民事弁護といっても、家事事件、労働事件、商事事件、行政事件、公害事件、その他一般民事事件等、あらゆる法律紛争に及ぶものであります。これらの事件についても、事件発生前の紛争予防処理、紛争発生後の事件処理に分類出来ます。

重要な取引、契約等については、予め弁護士の助言を得ることによって紛争の発生を未然に防止出来るし、紛争が生じてても有利に解決出来、費用と時間が節約出来ます。不幸にして紛争が生じた場合は早めに弁護士の門を叩いた方が解決も早く有利となります。ところが、現実には弁護士のところに相談に来る時は相当重症になっており、その解決に時間と経費がかさむ例が多いのです。



つぎに刑事弁護といえば普通裁判において有罪、無罪を争い、或いは有罪が免れないものは刑の執行猶予を得る事を連想するかもしれませんが、その外に刑事弁護には起訴以前の捜査段階において被疑者の権利の正当な擁護者として被疑者に助言し、又不当な捜査活動を抑制する重要な活動分野があり、又罪を犯した事が明かな者については起訴猶予となる様に活動するのも刑事弁護の重要な分野に属するものであります。

奉仕の灯で道を照らそう

又、少年事件については附添人として審判に立会し少年の処遇につき、意見を開陳し、適正な審判がなされるよう弁護活動するものであります。

(その他) 以上の外に私は、地方裁判所又は家庭裁判所の調停委員として概ね1月に2回前後裁判所の調停事件に立会し、家事事件や一般民事事件の紛争解決に従事し、石川県取用委員として少なくとも月1回は委員会に出席し案件の処理に従事しています。又月に1回程度県・市等の無料法律相談にも出向き無資力者の法律相談に従事しております。

(おわりに) 弁護士は自由業といわれますが、裁判日程はそれぞれ4ヶ月位後まで指定されて居り又依頼者の弁護士に対する需要は日や時間を選ばず突発的に起る事が多く、スケジュールの調整に工夫が必要です。又昨今は法律に関する情報が洪水の如く押寄せて来るので、月に十数冊の専門誌に目を通す必要があります。社会の発展と共に吾人の生活も複雑になって来ました。どんな事でも安心して相談できる信頼のおける弁護士として今後も弁護士業務に従事する所存であります。

4月例会出席状況

出席率 97.76%

会員名	月日	4/3	4/10	4/17	4/24	4月	会員名	月日	4/3	4/10	4/17	4/24	4月
浅田豊久		○	○	M	○	◎	岡部三郎		○	M	○	○	◎
浅野弘明		M	M	○	M	◎	岡田林太郎		M	○	○	M	◎
出島敬正		○	○	○	○	◎	才田次男		○	○	○	○	◎
二橋場幸一		○	欠	○	M	×	桜井健太郎		○	○	○	○	◎
長谷川塑人		○	○	M	○	◎	沢田哲夫		M	○	○	○	◎
平尾信明		○	○	○	○	◎	柴田三郎		○	M	○	○	◎
本江他美夫人		○	○	○	○	◎	清水水忠		○	M	○	○	◎
市川則健		○	○	○	M	◎	下村村義		○	○	○	○	◎
飯野健志		○	○	○	○	◎	塩村喜代次		○	○	○	○	◎
石川栄二		M	M	M	○	◎	庄田厚郎		○	欠	M	欠	×
石丸幹夫		○	M	○	○	◎	高田全郎		M	M	○	○	◎
上間次作		○	○	○	○	◎	高他達郎		○	M	M	○	◎
笠木恒仁		○	欠	欠	○	◎	館山松雄		M	○	M	○	◎
木下光吉		○	○	○	○	◎	俵外代吉		M	○	○	○	◎
小林隆二		○	M	○	○	◎	土原一二		○	○	○	○	◎
小間井宏尚		M	○	○	M	◎	佃一成		○	○	○	M	◎
小野杉守男		○	○	○	○	◎	釣見栄一		○	○	○	○	◎
小杉善二		M	○	○	○	◎	上住安彦		○	○	○	○	◎
小增江泰		○	M	○	○	◎	若野三郎		○	○	○	○	◎
本岡三千郎		○	○	○	○	◎	山上啓介		○	○	○	○	◎
本宗市太郎		○	○	M	○	◎	山岸与繁		○	○	○	○	◎
中村三省		○	○	○	M	◎	米沢繁修		M	○	○	欠	×
中大場勝雄		○	○	○	○	◎	米吉昭		○	M	○	M	◎
大村精二		○	M	○	○	◎	由井賢一		M	M	M	M	◎
						◎	吉山有海		M	M	M	M	◎

